

一人で悩まずご相談ください 茂原市消費生活センター

消費生活センターでは、消費生活に関する消費者と事業者間のトラブルについて、資格を持った消費生活相談員が相談をお受けします。
※相談無料、秘密厳守



また、消費者啓発のため、消費生活に関する情報提供や講座の開催など、消費者の自立を支援するための各種事業を行っています。

◆相談の多い事例

- ・「お試し500円」の広告を見て、サプリメントを申し込んだところ、2回目以降が高額な定期購入だった。
- ・大手通販サイトや銀行などをかたる偽メールが届いた。
- ・「近くで工事をしている」と言って作業員が訪ねてきた。翌日、別の作業員も連れてきて「点検します」と言い、屋根に上った。瓦が割れた写真を見せられ、「このままではもっとひどい状態になる」と言われて屋根工事の契約をしてしまった。

◆相談に対する対応

相談内容に応じて、問題解決のための助言や情報提供をします。複雑な案件であるなどの場合には、事業者との交渉のお手伝いをします。

◆相談日

月曜日～金曜日
※祝日・年末年始を除く

◆相談受付時間

9時30分～16時
※12時～13時を除く

令和3年度茂原市での相談件数 677件 (前年度△86件)
商品・役務(サービス)別上位相談

順位	商品・役務(サービス)	主な相談内容
1	商品一般	スマホやパソコンへの迷惑メール・架空請求に関する相談など
2	融資サービス	サラ金やクレジットカードの利用による多重債務相談など
3	定期購入	インターネット通販での化粧品・サプリ等の契約など
4	工事・建築・加工	屋根・トイレ等、住宅リフォームに関するトラブルなど
5	役務その他	光電話のアナログ戻し・結婚相談所に関するトラブルなど

問合せ
消費生活センター(2階)
☎(20)1101
FAX(20)1600

5月31日～6月6日 禁煙週間!



「世界禁煙デー」に合わせて、5月31日から6月6日までの期間は、禁煙週間となっています。市では禁煙週間の期間中、市役所内に特別ブースを設け、喫煙に関するパンフレットの展示やDVDを放映します。



世界中で「禁煙」について考える大切な日です。
喫煙はがん・心臓病・脳血管障害・糖尿病など多くの病気と関連があり、さらに新型コロナウイルス感染症を重症化させるという研究結果も出ています。

世界禁煙デー・禁煙週間を
知っていますか？

世界禁煙デー・禁煙週間をきっかけにあなたも禁煙を考えてみませんか？健康管理課では、禁煙に関する情報提供や保健指導を行うことで禁煙の支援をしています。

問合せ 健康管理課 (2階) ☎(20)1574 FAX(20)1600